

農作業事故情報の収集・分析体制の強化に関する局長通知の対比表（製造業者等宛て）

R 2 通 知	H 2 8 通 知
<p style="text-align: right;">2 生産第 3 0 2 号 令和 2 年 5 月 1 9 日</p> <p>一般社団法人 日本農業機械工業会会長 トラクター懇話会会長 全国農業協同組合連合会会長 殿 一般社団法人 日本農業機械化協会会長 全国農業機械商業協同組合連合会会長</p> <p style="text-align: right;">農林水産省生産局長</p> <p>農作業事故等の情報収集の強化に向けた要請について</p> <p><u>農業については、就業人口当たりの死亡事故発生率が他産業と比べて高い状況にあることを踏まえ、本年 3 月 31 日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画においても、「農作業事故の発生状況を把握し、調査・分析結果を活用することで、リスクの高い作業を行う場合に必要な安全対策の徹底を促すなど、地域の営農実態に応じた農作業安全対策を推進する」こととされたところです。</u></p> <p><u>事故情報の収集につきましては、これまで「農作業事故等の情報収集の強化に向けた要請について」（平成 29 年 1 月 4 日付け 28 生産第 1512 号農林水産省生産局長通知）に基づき御協力いただいていたところですが、より計画的に情報収集や情報発信を行うことができるよう、これまで情報入手後速やかに御提供いただくこととしていたところ、原則として、毎月の期限までに御提供いただくこととしました。</u></p>	<p style="text-align: right;">2 8 生産第 1 5 1 2 号 平成 2 9 年 1 月 4 日</p> <p>一般社団法人 日本農業機械工業会会長 トラクター懇話会会長 全国農業協同組合連合会会長 殿 一般社団法人 日本農業機械化協会会長 全国農業機械商業協同組合連合会会長</p> <p style="text-align: right;">農林水産省生産局長</p> <p>農作業事故等の情報収集の強化に向けた要請について</p> <p><u>農業従事者の高齢化が進展する中で、近年、農作業死亡事故発生件数は年間約 350 件と高止まっており、農作業事故防止に向けた対策を強化していくことが課題となっています。</u></p> <p><u>事故情報の収集につきましては、これまで「農機具による事故等に関する情報提供の要請について」（平成 19 年 12 月 3 日付け 19 生産第 5368 号農林水産省生産局長通知）、及び「農作業事故情報の収集体制の強化について」（平成 22 年 8 月 20 日付け 22 生産第 3250 号農林水産省生産局長通知）に基づきお願いしてきたところですが、情報提供及び分析をより容易にするため、個人情報提供にあたっての判断基準を明確化するとともに、情報提供様式を記述式から選択式</u></p>

## R 2 通知

つきましては、貴会会員等のうち農機具の製造、輸入及び販売に係る事業者に対して、農作業事故情報の収集及び分析の重要性について御理解いただいた上で、下記により事故情報等の提供につき御依頼くださいますようお願いいたします。

なお、提供いただいた情報等は、別紙「農作業事故情報等取扱要領」に基づき、適切に取り扱います。

また、これまでと同様、事故情報等を蓄積する中で、同一製品で同じような事故が頻発する等事故の拡大が懸念されるような事態が明らかになった場合にあつては、農機具の製造事業者等に対して、さらなる調査や適切な対応を要請させていただきますことでもありますので、その際にも御協力方よろしくお願ひします。

### 記

#### 1 農作業中の事故情報の提供

農機具の販売を行う事業者は、農作業中に生じた人的被害を伴う事故に関する情報（重大事故であるかどうかを問わない。以下「事故情報」という。）を入手した場合には、様式 1 に沿って把握した事故情報を記入した上で、原則として毎月 10 日までに前月分を当該農機具の製造・輸入業者に提供してください。

また、農機具の製造・輸入業者は、事故情報を入手した場合には、様式 1 に

## H 2 8 通知

にする等の見直しを行うこととしました。

つきましては、貴会会員等のうち農機具の製造、輸入及び販売に係る事業者に対し、農作業事故情報の収集及び分析の重要性について御理解いただき、下記により事故情報等の提供を要請していただきますようお願いいたします。

提供いただいた情報等は、別紙「農作業事故情報等取扱要領」に基づき、取り扱うこととします。

また、事故情報等を蓄積する中で、同一製品で同じような事故が頻発する等事故の拡大が懸念されるような事態が明らかになった場合にあつては、農機具の製造事業者等に対して、さらなる調査や適切な対応を要請させていただくことでもありますので、その際にも御協力方よろしくお願ひします。

なお、「農作業事故情報の収集体制の強化及び事故に関する情報提供の要請について」は廃止する。

### 記

#### 1 農作業中の事故情報の提供

農機具の製造、輸入又は販売を行う事業者は、農作業中に生じた人的被害を伴う事故に関する情報（重大事故であるかどうかを問わない。）を入手した場合には、様式 1 に基づき、製造・輸入業者にあつては農林水産省生産局技術普及課に、販売業者にあつては当該農機具の製造・輸入業者に、それぞれ提供してください。入手した事故情報が農機具以外に係るものであつた場合は、直接農林水産省生産局技術普及課まで提供してください。

R 2 通 知	H 2 8 通 知
<p><u>沿って把握した事故情報を記入した上で、販売を行う事業者から入手した事故情報と合わせて、原則として毎月 15 日までに前月分を農林水産省生産局技術普及課に提供してください。</u></p> <p><u>なお、同一型式の機械で複数の事故が発生しているなど至急の提供が必要と判断される事故情報を入手した場合には、上記の提出期限を待つことなく、速やかに提供してください。</u></p> <p>2 製造・輸入事業者が行う無償修理等の改善対策に係る情報の提供  農機具の製造又は輸入を行う事業者は、その取り扱う農機具について、不具合、欠陥等が存在し、使用者の安全を確保できなくなるおそれが明らかになったため無償修理等の改善対策を行う場合には、<u>様式 2（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）や消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号）等に基づき別途当局に報告が求められる場合は当該報告様式でも可）</u>により、農林水産省生産局技術普及課に提供してください。</p> <p><u>（付記）</u>  <u>新型コロナウイルス感染症対策に係る環境整備の観点から、貴団体会員の負担軽減を図るため、本通知に基づく情報提供の開始時期については、担当より改めて御連絡いたします。</u></p>	<p>2 製造・輸入事業者が行う無償修理等の改善対策に係る情報の提供  農機具の製造又は輸入を行う事業者は、その取り扱う農機具について、不具合、欠陥等が存在し、使用者の安全を確保できなくなるおそれが明らかになったため無償修理等の改善対策を行う場合（<u>道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）等に基づき別途当局に報告が求められる場合を除く。</u>）には、<u>様式 2</u>により、農林水産省生産局技術普及課に提供してください。</p> <p>（新設）</p>

## R 2 通知

(別紙)

### 農作業事故情報等取扱要領

1 農作業事故情報等の収集は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第15条に基づいて定められる食料・農業・農村基本計画第3の2の（6）の④イに基づいて行うものである。

農作業事故情報等の中には、個人情報が含まれるが、本通知の依頼は、農作業事故の防止のため、国が法令に基づいて事務を行うものであり、個人情報を含む事故情報等提供の可否の御判断を行うに当たっては、この趣旨を御理解の上、御配慮願いたい。

2 農作業事故情報等は、農林水産省生産局技術普及課において取りまとめた上で、毎月、報告件数等を含め事故情報の概要を農林水産省のウェブサイト等で公表するとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術革新工学研究センター（以下「革新工学センター」という。）において、事故情報等データベースとして蓄積し、労働安全衛生や機械安全等の専門家を交えた事故分析体制の下で、分析を行う。

また、農作業事故情報等及び農作業事故情報等データベースの管理に当たっては、慎重を期し、漏洩がないよう取り扱うこととする。

3 農作業事故情報等は、次のような目的のため活用する。  
(1) 事故情報の概要の毎月の公表を通じた意識啓発と、事故の発生実態や傾向分析結果を踏まえた効果的な啓発資料、指導指針の策定等

## H 2 8 通知

(別紙)

### 農作業事故情報等取扱要領

1 農作業事故情報等の収集は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第15条に基づいて定められる食料・農業・農村基本計画第3の2の（7）の③及び農業機械化促進法第5条の2に基づいて定められる高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針第4の3の（5）、特定高性能農業機械の導入に関する計画の策定及びその取扱いについて1-4-2（6）に基づいて行うものである。

農作業事故情報等の中には、個人情報が含まれるが、当通知の依頼は、農作業事故の防止のため、国が法令に基づいて事務を行うものであり、個人情報を含む事故情報等提供の可否の御判断を行うに当たっては、この趣旨を御理解の上、御配慮願いたい。

2 農作業事故情報等は、農林水産省生産局技術普及課において取りまとめた上で、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術革新工学研究センター（以下「革新工学センター」という。）において、事故情報等データベースとして蓄積し、労働安全衛生や機械安全等の専門家を交えた事故分析体制の下で、分析を行う。

また、農作業事故情報等及び農作業事故情報等データベースの管理に当たっては、慎重を期し、漏洩がないよう取り扱うこととする。

3 農作業事故情報等は、次のような目的のため活用する。  
(1) 事故の発生実態や傾向についての分析結果を踏まえた効果的な啓発資料、指導指針等の策定

R 2 通知

(2) ( 略 )

(3) 革新工学センターにおける農機具の安全性検査の対象機種並びに検査の方法及び基準の検討

(4) ( 略 )

(5) ( 略 )

4 ( 略 )

H 2 8 通知

(2) ( 略 )

(3) 農機具の型式検査や安全鑑定の対象機種並びに検査の方法及び基準の検討

(4) ( 略 )

(5) ( 略 )

4 ( 略 )

## R 2 通知

### 農機具事故情報提供様式作成要領

#### 1. 農作業事故の定義

( 略 )

#### 2. 情報の収集方法

( 略 )

#### 3. 様式の提出方法

販売店等は、事故情報を入手した場合、毎月 10 日まで（10 日が休日の場合は休日明けの営業日まで）に前月分を、農機具による事故にあつては当該農機具の製造・輸入業者に提出してください。農機具の製造業者名等がわからない場合や農機具以外の事故にあつては、直接、農林水産省生産局技術普及課に E-mail（jiko.joho@maff.go.jp）で御提出をお願いします。

製造・輸入業者は、自ら入手した情報と販売店等から報告のあつた情報を合わせ、毎月 15 日まで（15 日が休日の場合は休日明けの営業日まで）に前月分を農林水産省生産局技術普及課に E-mail（jiko.joho@maff.go.jp）で御提出ください。

また、情報提供に当たり、期限までに詳細な情報が把握できなかった場合であっても、まずは期限までに把握できた内容のみを送付し、その後に得られた情報は、翌月以降の提供の際に追加で御提出ください。

なお、同一型式の機械で複数の事故が発生している等、事故の発生状況等を踏まえて至急の情報提供が必要と判断される場合は、上記提出期限を待つことなく、速やかに御提出ください。

#### 4. 事故情報の使用目的及び取扱い方法について

(別紙「農作業事故情報等取扱要領」による。)

## H 2 8 通知

### 農機具事故情報提供様式作成要領

#### 1. 農作業事故の定義

( 略 )

#### 2. 情報の収集方法

( 略 )

#### 3. 様式の提出方法

販売店等は、事故情報を入手した場合には、速やかに様式に記入し、農機具による事故の場合、当該農機具の製造・輸入業者に提出して下さい。（農機具の製造業者名等がわからない場合には、直接、農林水産省生産局技術普及課まで F A X（03-3597-0142）又は郵送で提出をお願いします。）農機具以外の事故の場合も、直接農林水産省まで御提出をお願いします。

製造・輸入業者は、販売店等から事故情報の提出があつた場合には、速やかに提出のあつた様式を、そのまま農林水産省生産局技術普及課まで御提出下さい。また、直接、農業者等から事故の連絡を受けた場合は、様式を作成の上、御提出をお願いします。

#### 4. 事故情報の使用目的及び取扱い方法について

(別紙「農作業事故情報等取扱要領」による。)

R 2 通知

5. 様式記入要領  
( 略 )

H 2 8 通知

5. 様式記入要領  
( 略 )